

上里町総合計画審議会条例

昭和45年9月1日条例第14号

改正 平成26年1月1日横書き施行

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上里町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公共団体等の役職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退職するものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会にその所掌事項の調査及び審議のため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(専門員)

第8条 審議会に専門員を置き、専門の事項を調査させることができる。

- 2 専門員は、町及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。